

(1) 制度の変遷

年月（西暦）	対象年齢	交付者数(人)	制度改正
昭和55年7月(1980)	74歳以上77歳未満	2,673	所得制限あり
平成 2 年 4 月(1990)	74歳以上77歳未満	4,268	
平成 4 年 4 月(1992)	73歳以上78歳未満	9,200	所得制限撤廃
平成 5 年 4 月(1993)	72歳以上78歳未満	13,150	
平成 6 年 4 月(1994)	71歳以上78歳未満	15,893	
平成 7 年 4 月(1995)	70歳以上78歳未満	21,365	
平成 8 年 4 月(1996)	70歳以上81歳未満	28,054	
平成14年4月(2002)	基準日において70歳以上80歳以下	37,546	利用券方式を採用し、実際に利用された分を支払う精算方式へ変更。
平成17年1月(2005)	年度内に70歳から80歳までの年齢に達する者	-	
平成17年度(2005)	〃	43,955	バス事業者が紙の回数券を廃止するが、以降も紙の利用券方式を継続
平成20年4月(2008)	年度内に満70歳以上の誕生日を迎える者	66,573	年齢上限撤廃 長寿祝金の77歳・88歳を廃止した分の財源を充当
平成30年4月(2018)	〃	80,507	70歳以上の高齢者人口の増加に伴い、一般財源のみで賄うことが難しいことから「いきいき長寿社会基金」の元金取崩分の充当を開始（運営経費のみ）
令和3年4月(2021)	〃	87,043	バス・電車利用において利用券方式を廃止し、ICカードを用いた交通費助成を開始。財政負担軽減のため、従前の取崩額に加え、「いきいき長寿社会基金」の元金取崩分の2億5千万円を取り崩し開始（扶助費を含む）
令和4年度(2022)～令和8年度(2026)	〃	-	

徐々に対象年齢や制限をなくし拡大